

# 快適な職場環境の創造は作業環境測定から！

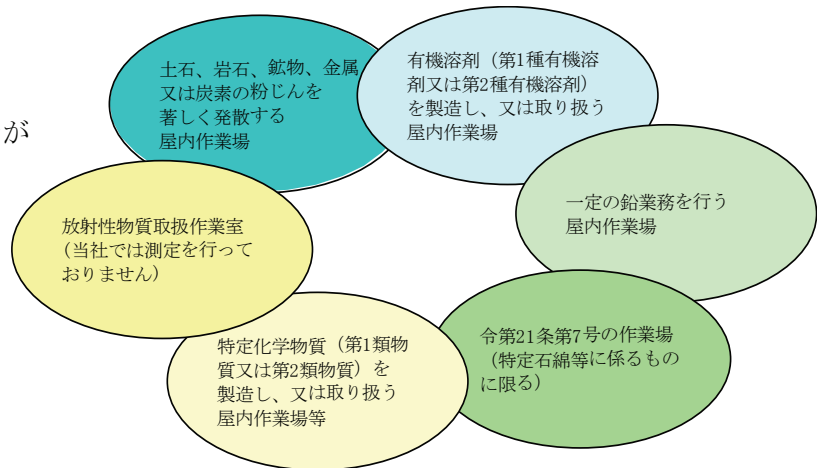


## ●作業環境測定とは？

私たちが普段何気なく行っている作業の中にも危険はたくさん潜んでいます。作業環境測定は労働安全衛生法で定められ、作業場の環境を快適にし、作業者の健康を守るために行なわなければならないものです。

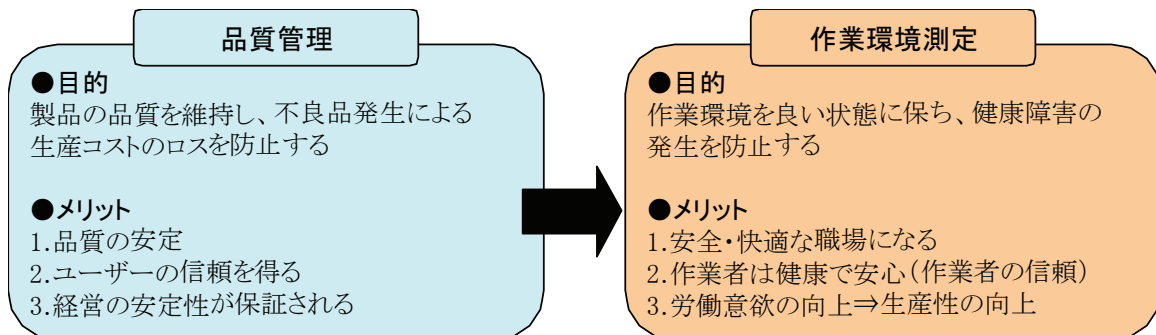
## ●作業環境測定士による測定が義務付けられている作業場は？

測定項目の中には、専門知識や機器が無ければ測定を行えないものもあります。そのような作業場では作業環境測定士が測定を行うことになります。(測定の内容については別紙をご覧ください。)



## ●作業環境測定を行うメリット

作業環境測定は、品質管理と同じように考えることができます。



## ●作業環境測定は「予防」です！

もし、測定した結果が良かったからといって、次回からの測定を省略してはいけません。作業環境測定は健康診断等と同様に、**定期で行う事に意義があります！**



品質管理



定期健康診



火災報知機

<世の中にある「予防」の例>

また、測定結果が良好な作業場であっても、作業環境測定士のアドバイスでより良い状態になったり、作業性、生産性が向上することもあります。

まだ作業環境測定を行っていないようでしたら、是非ともこの機会に作業環境測定をご検討なさってはいかがでしょうか？ 詳しい内容につきましては別紙をご覧ください。その他不明な点に関しましては、当社 **環境分析部 山田、赤城** (フリーダイヤル0120-01-2590 内線276、326) までお気軽にお問合せ下さい。

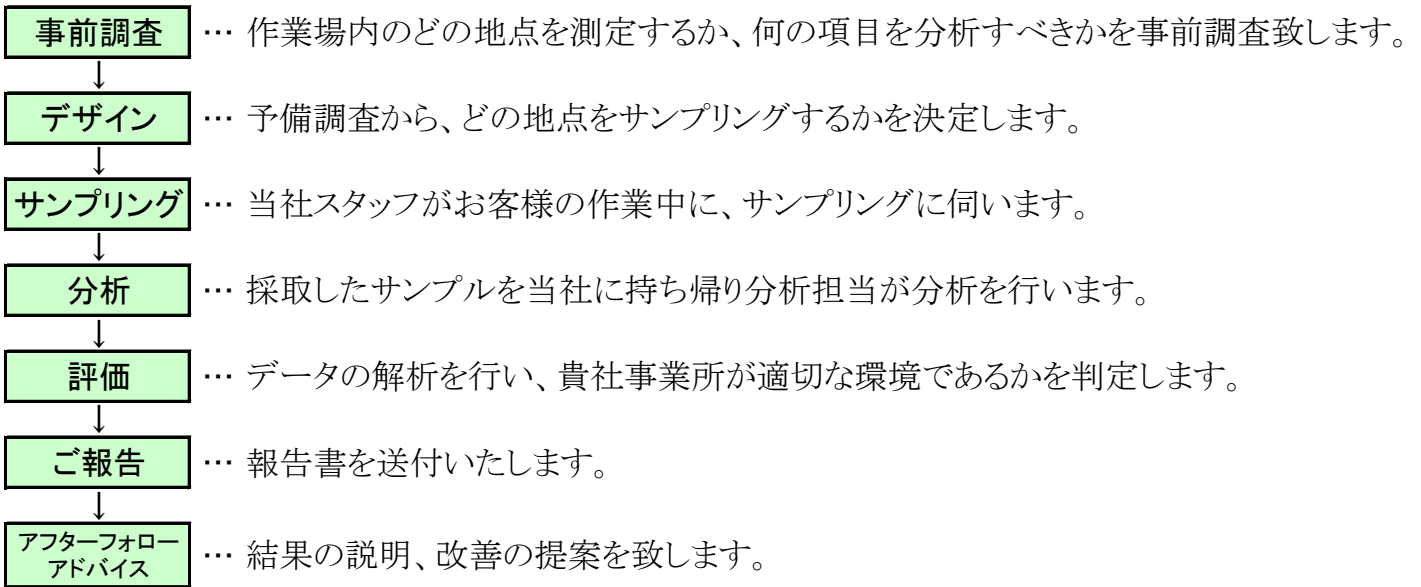
■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析



## 測定の流れと評価について

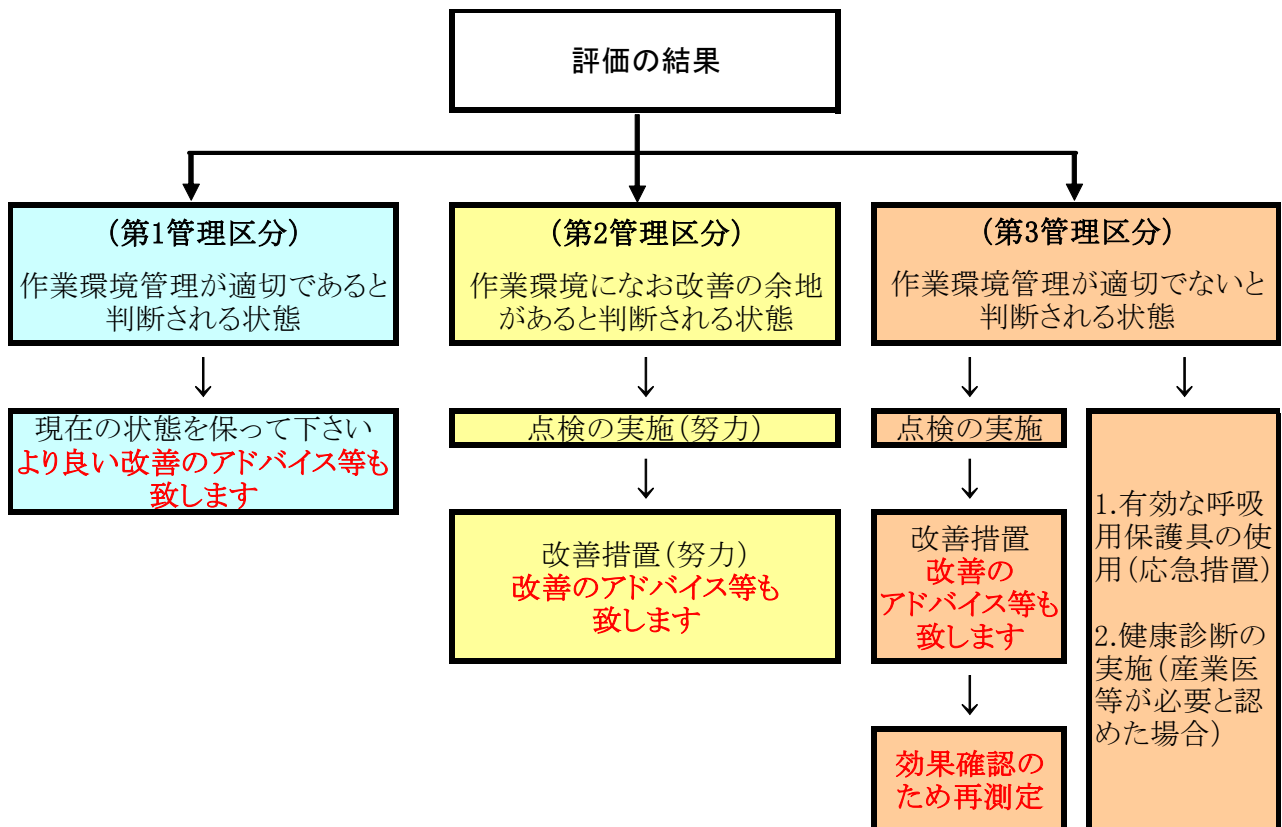
### ●測定の流れ



### ●評価の仕方

1つの作業場内で5ポイント以上の測定を行い、それらの結果を統計的に処理し、『管理区分』という形で評価致します。

各管理区分毎にとるべき対策は、以下のようになります。



#### ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析



## 有機溶剤を扱う作業場での測定

作業環境測定法では、下記の事項に当てはまる場合、測定を行わなければなりません。

**第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場**  
 「作業環境測定法 有機則 28条」

### Q.規制のかかる物質は？

作業環境測定法(有規則)では 47 物質が定められています。これらを取り扱っている屋内作業場では測定を行なう義務があります。

1 アセトン	25 シクロヘキサノン
2 イソブチルアルコール	26 1・4-ジオキサン
3 イソプロピルアルコール	27 1・2-ジクロルエタン(二塩化エチレン)
4 イソペンチルアルコール(イソアミルアルコール)	28 1・2-ジクロルエチレン(二塩化アセチレン)
5 エチルエーテル	29 ジクロルメタン(二塩化メチレン)
6 エチレンジクロルモノエチルエーテル(セロソルブ)	30 N・N-ジメチルホルムアミド
7 エチレンジクロルモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	31 スチレン
8 エチレンジクロルモノノルマル-ブチルエーテル(ブルチルセロソルブ)	32 1・1・2・2-テトラクロルエタン(四塩化アセチレン)
9 エチレンジクロルモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	33 テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)
10 オルト-ジクロルベンゼン	34 テトラヒドロフラン
11 キシレン	35 1・1・1-トリクロルエタン
12 クレゾール	36 トリクロルエチレン
13 クロルベンゼン	37 トルエン
14 クロホルム	38 二硫化炭素
15 酢酸イソブチル	39 ノルマルヘキサノン
16 酢酸イソプロピル	40 1-ブタノール
17 酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル)	41 2-ブタノール
18 酢酸エチル	42 メタノール
19 酢酸ノルマル-ブチル	43 メチルイソブチルケトン
20 酢酸ノルマル-プロピル	44 メチルエチルケトン
21 酢酸ノルマル-ペンチル(酢酸ノルマル-アミル)	45 メチルシクロヘキサノール
22 酢酸メチル	46 メチルシクロヘキサノン
23 四塩化炭素	47 メチル-ノルマル-ブチルケトン
24 シクロヘキサノール	

50音順、( )内は別名

### Q. 実際に該当することが多い作業場は？

- 印刷作業を行う作業場
- 塗装作業を行う作業場
- 製品製造に有機溶剤を用いる作業場
- 洗浄作業に有機溶剤を用いる作業場
- 化学分析等では有機溶剤を用いる作業場

### Q. 測定する頻度は？

- 測定頻度  
6月以内毎に1回の測定
- 記録の保存年数  
3年間

(有機則より抜粋)

有機溶剤を使用している場合、既に危険が迫っているかもしれません！「においがしないから」といって、安全な作業場であるとはかぎりません！

**以上の有機溶剤の中には、こんなものもあります！**

高濃度でもそんなに  
においがしない

低濃度でも毒性が強い

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑧EU規制物質の化学分析